

京都ノートルダム女子大学新型コロナウイルス（COVID - 19）
行動指針【教職員用】

基本方針

本行動指針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。令和二年法律第四号改正）、厚生労働省及び文部科学省並びに京都府から発出されている各種方針及び通知等に基づき、教職員の皆さんがとるべき行動をまとめ、新型コロナウイルス感染症を予防し、仮に感染した場合にも健康被害を最小限にとどめ、本学が果たすべき教育・研究・社会貢献等への影響を可能な限り抑えることを目的として作成したものです。

なお、今後の状況の変化等を踏まえて、この行動指針を随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとします。

留意事項

本行動指針は、各種方針・通知・ガイドラインを参考に作成し、本学及び構成員の安全を図るためのものであり、個人の診断に用いるものではありません。

対象者

全教職員（非常勤講師・派遣職員を含む。）

I 感染予防対策

II 感染又は感染が疑われる場合

- 1 個人の疾病対応
- 2 新型コロナウイルス陽性と判断された場合
- 3 濃厚接触者と判断された場合
- 4 新型コロナウイルス感染症に感染した者の職場への復帰
- 5 同居者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- 6 同居者等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合
- 7 同居者等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の可能性が高い場合
- 8 同居者等に体調不良が生じた場合

I 感染予防対策

1 個人の日常管理

(1) 手指及び咳エチケット等

手指衛生や咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を行う。顔をむやみに手で触らないことも重要。

喫煙者が感染した場合は重症化リスクが高いため自宅等でも禁煙を強く推奨。

(2) 健康管理

毎朝、体温測定することを義務とし、体温と自覚症状を記載し、出勤の際に常備する。

(3) マスクの着用

大学の構内では、マスクを正しく（鼻マスク×、あごマスク×）常時着用すること。

なお、フェイスシールドのみの着用はやむを得ない場合を除き認めない。マスクを着用することができない時（食事中等）は、会話はしないこと。

(4) 本学の新型コロナウイルス感染症への対策の基本

大学では新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアルが策定されているので確認し、遵守すること。

○新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル（令和3年9月15日一部改定版）https://www.notredame.ac.jp/pdf/cms/0913_manual.pdf

II 感染又は感染が疑われる場合

1 個人の疾病対応

(1) 疾病対応

以下の者は大学への出勤を許可しない。

・厚生労働省がお知らせしている相談・受診の目安に該当する者（以下「相談・受診の目安」）

・体温 37.5 度以上又は平熱よりおおむね 1 度以上高い体温の者

・風邪等の症状（咳・咽頭痛・全身倦怠感など）がある者

○厚生労働省HP「国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）」の相談・受診の目安参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

(2) 大学への報告【教職員共通】

速やかに所定のフォームで大学に発熱等の報告を行うこと。

(3) 医療機関等への相談又は受診 ※

医療機関を受診する際には、受診方法を電話等で確認し、マスクを着用してから受診する。

なお、PCR検査を行うことを強く推奨する。

(4) 職場復帰

発熱や風邪症状を認めた者及び「相談の目安となる症状」に該当したものの新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減した場合の職場復帰の目安は、次の①及び②の両方の条件を満たすこと。

- ① 発症後少なくとも5日が経過している(発症日を0日として数えます)。
- ② 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも3日が経過している。
- ③ なお、上記①及び②の条件を満たしていないが、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査が陰性であり、又は新型コロナウイルス感染症と無関係であり、出勤しても良いと医師が診断した場合は、職場復帰ができるものとする。

※「相談・受診の目安となる症状」の対応

前述の「相談・受診の目安」となる症状がある場合は、最寄りの「帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）」又は「かかりつけ医」に問い合わせをする。

なお、自治体により受診方法が異なるため、各自治体のホームページ等で確認をしておくこと。

2 新型コロナウイルス陽性と判断された場合

(1) 罹患対応

罹患した者は、大学及び保健所等の調査に協力し、指示に従わなければならない。

(2) 罹患報告【教職員共通】

速やかに所定のフォームで大学に報告すること。(正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため)

3 濃厚接触者と判断された場合

(1) 判断対応

保健所が実施する積極的疫学調査により、教職員が濃厚接触者と判断された場合は、居住する所轄の保健所又は大学の所轄の保健所の指示に従い必要な防止の措置を講じること。(検疫所から指示を受けた場合も同様。)

また、大学からの指示にも従うこと。

なお、濃厚接触者も PCR 検査の対象とされることがある。

濃厚接触者は感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）は大学へ出勤できないが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から大学に出勤することができるものとする。なお、7日間を経過するまでは健康観察を行うとともに在宅勤務を推奨する。※

（2）報告【教職員共通】

速やかに所定のフォームで大学に報告すること。（正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため）

4 新型コロナウイルス感染症に感染した者の職場への復帰

感染した者の職場への復帰は保健所又は医師が認めた場合とし、さらに大学において1日の経過観察の日を追加して設ける。

なお、上記の場合でも、3日程度の在宅勤務を推奨する。※

5 同居者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

（1）判断対応

同居者等の「感染者発症日」か、「住居内での感染対策（マスク着用、手洗い、共用部分の消毒、タオル等の共用を避ける等）を始めた日」の遅い方の翌日から5日間は、大学へ出勤することはできない。

例）子どもの看病で濃厚接触者となった親が、子どもの発症後、すぐに感染対策をとった場合、子どもの発症日の翌日から5日間で、親が発症しなければ解除となる。

同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日が0日目となる。

なお、7日間を経過するまでは健康観察を行うとともに在宅勤務を推奨する。※

（2）報告【教職員共通】

速やかに所定のフォームで大学に報告すること。（正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため）

6 同居者等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合

(1) 判断対応

感染者と同居者等が最終接触をした日から同居者等がPCR検査の陰性の結果がでるまで又は同居者等が陽性者との最終接触の翌日から5日間は大学へ出勤することはできない。

なお、7日間を経過するまでは健康観察を行うとともに在宅勤務を推奨する。※

(2) 報告【教職員共通】

速やかに所定のフォームで大学に報告すること。(正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため)

7 同居者等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の可能性が高い場合

【濃厚接触者の可能性が高いか否かは大学が判断するので、同居者等の身近で感染者がいることが判明したら、医務室及び直属の所属長に相談すること。】

(1) 判断対応

感染者と同居者等が最終接触をした日から同居者等がPCR検査の陰性の結果がでるまで又は同居者等が陽性者との最終接触の翌日から5日間は大学へ出勤することはできない。

なお、濃厚接触者の指定は保健所等が行うことになっており、何らかの事情により、指定が行われない又は遅れる場合等については、次の定義に該当する場合は、濃厚接触者として取り扱うものとする。

- ・ 手で触れることのできる距離(1メートル)で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触のあった者
- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触(車内・航空機内等を含む)があった者
- ・ 適切な感染防護(マスクの着用など)なしに患者を診察、看護もしくは介護をした者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物に直接接触した可能性のある者

(2) 報告【教職員共通】

速やかに所定のフォームで大学に報告すること。(正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため)

また、可能性の判断が必要な場合は速やかに医務室及び直属の所属長に相談すること。

8 同居者等に体調不良が生じた場合

- ・ 厚生労働省がお知らせしている相談・受診の目安に該当する症状
- ・ 体温37.5度以上又は平熱よりおおむね1度以上高い体温

・風邪等の症状

(1) 判断対応

同居者等が受診しPCR検査を受けた場合は、PCR検査の結果がでるまでは在宅勤務を推奨する。※

同居者がPCR検査を行っておらず自身に症状がない場合は、健康観察を行いながら出勤できるが、3日間程度の在宅勤務を推奨する。※

(2) 報告【教職員共通】

速やかに所定のフォームで大学に報告すること。(正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため)

※ 在宅勤務を推奨している場合で、やむを得ず出勤する場合は、できる限り他の勤務者との間隔を空けて勤務するとともに、用務が済んだ場合は、速やかに在宅勤務に移行する。